

岩手県告示第 458 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 5 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 野田山形線
 - (2) 供用開始の区間 九戸郡野田村大字野田第 1 地割字小峠 128 番 17 地先から 128 番 11 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 5 月 29 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 久慈地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 5 月 29 日から同年 6 月 29 日まで
- 2 (1) 路線名 二戸田子線
 - (2) 供用開始の区間 二戸市下斗米字十文字 47 番 7 地先から字釜屋敷 72 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 5 月 29 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 5 月 29 日から同年 6 月 29 日まで
- 3 (1) 路線名 唐丹日頃市線
 - (2) 供用開始の区間 大船渡市日頃市町字下甲子 119 番 78 地先から 119 番 69 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 5 月 29 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 5 月 29 日から同年 6 月 29 日まで
- 4 (1) 路線名 遠野住田線
 - (2) 供用開始の区間 遠野市綾織町新里 29 地割 10 番 1 地先から 13 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 5 月 29 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - イ 期間 平成 19 年 5 月 29 日から同年 6 月 29 日まで